

## オンライン投票の環境整備の調査研究を求める意見書

情報通信技術の発達とともにインターネットの普及率は上昇し、総務省の調べでは2018年のインターネット利用率（個人）は79.8%となっており、インターネットの利用は、国民の日常生活の中に十分広く浸透している。

また、国においては、2001年の「e-Japan戦略」策定以降、2013年の「世界最先端IT国家創造宣言」を経て、2018年には、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく「デジタル・ガバメント実行計画」が策定され、行政手続きのオンライン化、デジタル化を強力的に推進してきた。

一方で、選挙事務においては、いまだに投票所に出向いた上で、投票用紙への筆記による投票が原則とされており、その開票についても、多くの自治体が手作業で深夜まで集計作業を行っているのが現状である。

加えて今般、新型コロナウイルス感染症の拡大による「新しい生活様式」への移行が国を挙げて進められる中、投票所での感染拡大を防止するためにも、オンラインを活用した投票環境を整備する必要性は、これまで以上に高まっている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、オンラインを活用した投票環境の整備に向けた具体的な議論と調査研究を進められるよう、要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月17日

大阪府茨木市議会